

配食サービスについて

配食サービスは、食事を作ることが困難な高齢者や障がいをお持ちの方に、夕食のお弁当をお届けするサービスです。また、配達の際には安否確認も行っています。

【対象となる方】

次のいずれにも該当する方です。

- ① 65歳以上の高齢者と心身に障がいを持つ方だけの世帯（ひとり暮らしを含む）の方
※ 同居の方がいる場合でも、長期入院（3か月以上）や、施設に入所している場合など、実態が上記の状態にあれば対象となります。
- ② 健康状態や心身の状況により、食事をつくるのが困難な方で、家族などの支援を受けることができない方。

【回数及び時間】

年末年始（12月29日～1月3日）をのぞき、日曜日から土曜日（祝日含む）の週7回までご利用できます（コープさっぽろは日曜祝日利用不可です。）。

配達時間はおおむね午後1時～午後6時までで、時間の指定はできません。

お弁当は、一般食と治療食があります（治療食は利用できる店舗が限られています。）。治療食は、医師からの指示がある方で、糖尿病、腎臓病、すい臓病、高血圧症などの方が対象となります。

【自己負担】

1食400円です。支払い方法は配食事業者によって異なります。

【お問合せ・利用の申請】

高齢者支援課 ☎372-3311（内線2172）

※ 申請はケアマネジャーが代行できます。

利用が決定しましたら、配食事業者から、申請内容の確認や費用の支払い方法の説明などを行います。

配食事業者ごとの内容の違いについては別紙「配食事業者の一覧」をご確認ください。

※裏面に注意事項が記載されています

注 意 事 項

- 配食サービスの利用について、開始日の希望がある場合は、原則として開始希望日の7日前まで（コープさっぽろのみ14日前まで）に申請し、事前に利用する曜日を指定していただきます。

- お弁当の配達は「手渡し」が原則です。

ただし、外出などの理由により受取りが難しい場合は、その日の分をキャンセルするか、受取りの方法などを事前に配食事業者と取り決めを行うこともできますが、配食事業者によっては取り決めに対応できない場合があります。事前の取り決めによってお弁当を玄関先に置いておくなどの場合は、ご自身で保管容器等を用意してください。また、取り決めによってお弁当を受け取った時は、配食事業者に連絡し受け取ったことを伝えてください。

- 食事について

- ・ アレルギーによるもの以外、おかずの変更は対応しておりません。
- ・ おかゆ、刻み食などについては配食事業者により対応できる程度が異なります。
- ・ お弁当は、夕食の時間帯に食べ、食べ残しは必ず廃棄してください。

- 配食の中止の連絡は、前日の午後5時まで（コープさっぽろのみ3日前まで）にしてください。

配食事業者に配食の中止の連絡をする場合は、前日の午後5時まで（コープさっぽろのみ3日前まで）にしてください。この時間を過ぎると、その分の費用負担が発生します。

- 配食事業者を変更する場合、変更開始日は翌月の1日からになります。

利用を希望する月の前の月の21日（21日が休日の時はその前の平日）までに、市に申請していただく必要があります。ただし、一般食・治療食の区分を変更する場合はご相談ください。

また、前回のアセスメント実施からおおむね1年以上経過している場合は、再アセスメントをしていただきます（一般食から治療食に変更する場合も同様です。）。

- 休止から6か月経過で、自動的に利用が取り消されます。

サービスの休止から6か月が経過すると、自動的に利用が取り消されます。再開する場合は、新規で申請していただく必要があります。

- 各種手続きと連絡先

- ・ 配食サービスの休止・辞退⇒配食事業者へ連絡又は配食サービス休止・辞退届を市役所に提出
- ・ 配食事業者の変更⇒配食サービス内容変更届を市役所へ提出※
- ・ 治療食から一般食への変更⇒配食サービス内容変更届を市役所へ提出※
- ・ 一般食から治療食への変更⇒
〔・配食サービス内容変更届
・治療食調査表〕を市役所へ提出※
- ・ 治療食の内容（番号）の変更⇒
〔・配食サービス内容変更届
・治療食調査表〕を市役所へ提出※

※ 申請から1年以上経過している場合はアセスメント票も必要です。